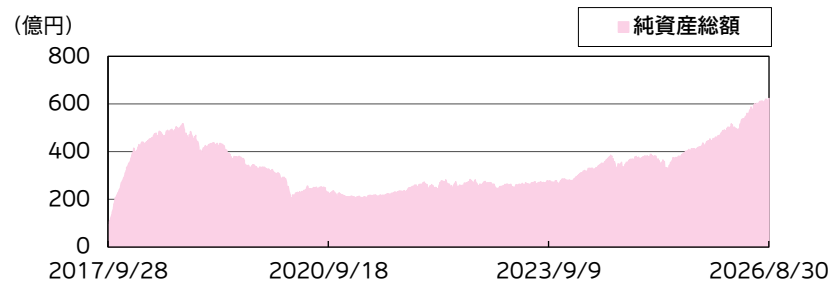
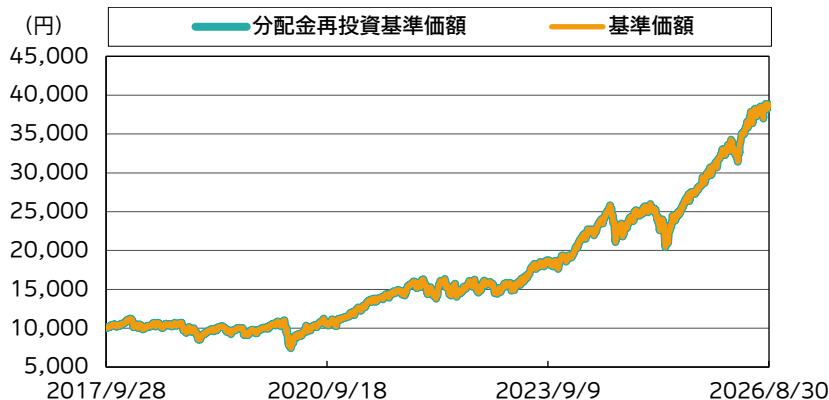


## 運用実績

## 運用実績の推移

(設定日:2017年9月29日)



※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

## 分配金の実績(税引前)(直近3年分)

| 期        | 決算日        | 分配金(円) |
|----------|------------|--------|
| 第6期      | 2023/09/25 | 0      |
| 第7期      | 2024/09/24 | 0      |
| 第8期      | 2025/09/24 | 0      |
| 設定来累計分配金 |            | 0      |

※分配金は、1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 基準価額・純資産総額

|            | 当月末    | 前月末    |
|------------|--------|--------|
| 基準価額(円)    | 38,798 | 37,738 |
| 純資産総額(百万円) | 62,369 | 60,198 |

※基準価額は、1万口当たり。

|       | 基準価額(円) | 基準日        |
|-------|---------|------------|
| 設定来高値 | 38,873  | 2026/08/14 |
| 設定来安値 | 7,422   | 2020/03/24 |

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

## 騰落率(税引前分配金再投資)(%)

|     |       |
|-----|-------|
| 1ヵ月 | 2.8   |
| 3ヵ月 | 4.8   |
| 6ヵ月 | 13.9  |
| 1年  | 41.4  |
| 3年  | 107.6 |
| 5年  | 160.8 |
| 10年 | -     |
| 設定来 | 288.0 |

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

## ポートフォリオ構成(%)

|               |       |
|---------------|-------|
| 株式等現物         | 96.7  |
| 現金等           | 3.3   |
| 合計            | 100.0 |
| 株式先物          | 3.0   |
| 株式実質組入(現物+先物) | 99.7  |

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

基準価額変動の要因分析(前月末比) (円)

|       |       |
|-------|-------|
| キャピタル | 1,039 |
| インカム  | 53    |
| 為替要因  | -4    |
| 先物要因  | 25    |
| 小計    | 1,113 |
| 信託報酬  | -52   |
| その他要因 | -2    |
| 分配金   | 0     |
| 合計    | 1,060 |

※要因分析は、組入有価証券の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

## AI(人工知能)活用型世界株マザーファンドの状況

### 規模別組入比率 (%)

| 規模  | 組入比率 |
|-----|------|
| 大型株 | 91.0 |
| 中型株 | 9.0  |
| 小型株 | 0.0  |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※発行済株式の時価総額が100億米ドル以上を大型株、20億米ドル以上100億米ドル未満を中型株、20億米ドル未満を小型株としています。

### 国・地域別組入比率 (%)

| 国・地域   | 組入比率 |
|--------|------|
| 先進国    |      |
| アメリカ   | 65.3 |
| カナダ    | 3.9  |
| フランス   | 2.9  |
| その他先進国 | 14.1 |
| 計      | 86.2 |
| 新興国    |      |
| 韓国     | 3.8  |
| 台湾     | 3.5  |
| インド    | 2.2  |
| その他新興国 | 4.4  |
| 計      | 13.8 |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※国・地域については、委託会社が定義する区分を使用しています。(以下同じ)

※上位4位以下の「先進国」、「新興国」については「その他先進国」、「その他新興国」として集計しています。

### 組入上位10業種 (%)

|    | 業種             | 組入比率 |
|----|----------------|------|
| 1  | 情報技術           | 31.8 |
| 2  | 金融             | 24.5 |
| 3  | 一般消費財・サービス     | 10.5 |
| 4  | 資本財・サービス       | 8.3  |
| 5  | ヘルスケア          | 7.8  |
| 6  | コミュニケーション・サービス | 5.6  |
| 7  | 生活必需品          | 4.2  |
| 8  | エネルギー          | 3.6  |
| 9  | 素材             | 3.2  |
| 10 | 公益事業           | 0.5  |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※業種は、世界産業分類基準(GICS)によるものです。

組入上位10銘柄 (%) (組入銘柄数 157)

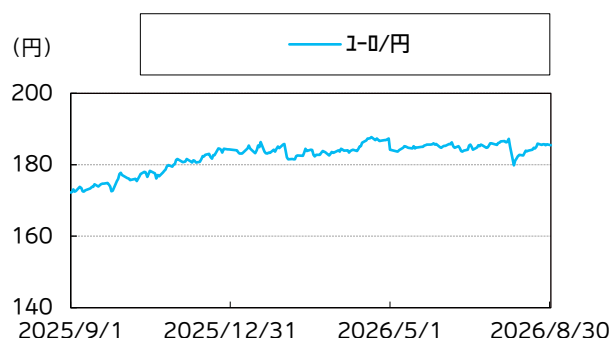
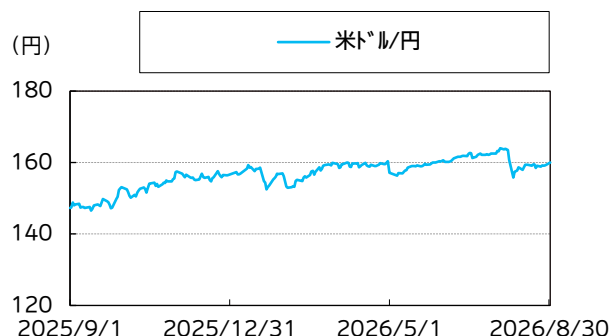
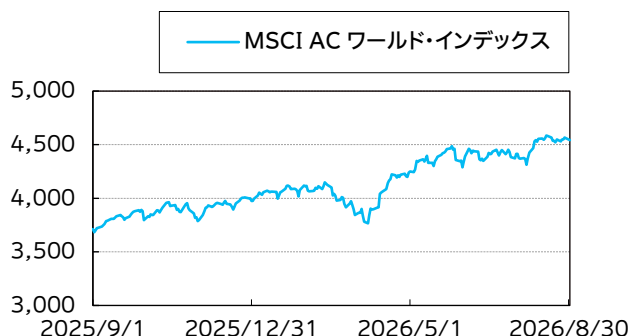
|    | 銘柄<br>業種                       | 国・地域/<br>通貨 | 組入<br>比率 | 銘柄概要                                                                                              |
|----|--------------------------------|-------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | エヌビディア<br>情報技術                 | 米国/<br>米ドル  | 4.8      | 米国の半導体企業でGPU(グラフィック用の半導体チップ)の最大手。高性能PCやデータセンター、自動車などに搭載され、AI、自動運転、グラフィック、仮想通貨のマイニングなどの用途で使われる。    |
| 2  | アップル<br>情報技術                   | 米国/<br>米ドル  | 4.5      | パソコンおよび関連機器、移動通信機器、各種関連ソフトウェア、サービス、周辺機器、ネットワーキング・ソリューションのデザイン、製造、販売などを手掛ける。                       |
| 3  | マイクロソフト<br>情報技術                | 米国/<br>米ドル  | 3.4      | ソフトウェア製品の開発、製造、ライセンス供与、販売、サポートなどを行う大手企業。オペレーティングシステムやサーバー・アプリケーション、法人・個人向けアプリケーションのソフトウェアなどを手掛ける。 |
| 4  | アマゾン・ドット・コム<br>一般消費財・サービス      | 米国/<br>米ドル  | 3.1      | オンライン小売会社。書籍、音楽、コンピュータ、電子機器など多岐にわたる製品を販売。ウェブ上でのクレジットカード決済および顧客への直接配送を手掛ける。                        |
| 5  | TSMC<br>情報技術                   | 台湾/<br>台湾ドル | 3.0      | 半導体メーカー。設計からウエハー製造、組み立てや検査まで幅広く提供する。同社の集積回路(IC)はコンピューター、通信機器、消費者向け電子製品、自動車、工業機器の各産業で使われる。         |
| 6  | ブロードコム<br>情報技術                 | 米国/<br>米ドル  | 1.8      | 米国の半導体企業。ブロードバンド通信やネットワーク機器向けの半導体製品などを提供する。                                                       |
| 7  | アルファベット クラスA<br>コミュニケーション・サービス | 米国/<br>米ドル  | 1.7      | 持株会社。子会社を通じ、ウェブベースの検索、広告、地図、ソフトウェア・アプリケーション、業務用ソリューションなどを提供する。                                    |
| 8  | アルファベット クラスC<br>コミュニケーション・サービス | 米国/<br>米ドル  | 1.7      | 持株会社。子会社を通じ、ウェブベースの検索、広告、地図、ソフトウェア・アプリケーション、業務用ソリューションなどを提供する。                                    |
| 9  | ジョンソン・エンド・ジョンソン<br>ヘルスケア       | 米国/<br>米ドル  | 1.5      | ヘルスケア製品メーカー。医薬品やスキンケア・ヘアケア製品、診断機器、手術用機器などの製品やサービスを世界各地で提供。                                        |
| 10 | マイクロン・テクノロジー<br>情報技術           | 米国/<br>米ドル  | 1.4      | 半導体メーカー。PCやサーバー、スマートフォンに使われるDRAMやフラッシュメモリを製造。                                                     |

※組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

※業種は、世界産業分類基準(GICS)に基づいています。

※当該個別銘柄の揭示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

## 市況動向(直近1年)



※MSCI AC ワールド・インデックスは、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、税引前配当込、現地通貨ベース)です。詳細は、後掲の「指  
数の著作権などについて」をご参照ください。

※為替は、一般社団法人資産運用業協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)です。

※Bloombergのデータを基に委託会社が作成。

## マーケット動向とファンドの動き

先進国の株式市場は上昇しました。前半は、米国企業の好決算や予想を下回る米国の雇用指標から利上げ観測が後退したことなどが好感され、上昇しました。後半は、中東情勢の不透明感による原油高や米国の財政赤字懸念、高止まりしたCPIを背景とする金利上昇などが嫌気され、下落しました。

新興国の株式市場は上昇しました。上旬は、韓国のメモリ企業が7月の暴落から反発したことや、貴金属価格の高騰を受けて南アフリカ市場が上昇したことなどが好感され、上昇しました。中旬は、先進国の金利上昇などにより韓国のメモリ企業が反落したものの、米金利への感応度が相対的に低い中国市場が選好され、ほぼ横ばいで推移しました。下旬は、中国市場が堅調に推移したことに加え、エヌビディアの好決算期待などから台湾市場も上昇したことなどが追い風となり、上昇しました。

ファンドの基準価額は前月末比で上昇しました。個別銘柄では、米国のセールスフォースなどがプラス寄与となりました。セールスフォース(情報技術/米国)は第2四半期決算において市場予想を上回る内容であったことや、Anthropic社の生成AI「Claude」を用いた「Claude Force」を年末にかけて稼働開始することを発表したことが好感され、株価が上昇しました。一方、米国のTJXなどはマイナス寄与となりました。TJX(一般消費財・サービス/米国)は、第2四半期決算において全社としては市場予想を上回ったものの、中核事業で

ある米国内のアパレル事業が低調であったことが嫌気され、株価が下落しました。

国別の寄与では、インド、韓国などがプラス寄与、米国、台湾などがマイナス寄与となりました。

業種別の寄与では、資本財・サービスなどがプラス寄与、一般消費財・サービスなどがマイナス寄与となりました。

国別では、米国、カナダおよび韓国の銘柄のウェイトが上位となりました。業種別では、情報技術、金融および一般消費財・サービスの銘柄のウェイトが上位となりました。スタイルは、割安、高モメンタムおよび高クオリティを維持しています。

なお、今月のリバランスで、ファンドマネジャーの判断によるテキスト解析を用いた銘柄としてエアビーアンドビー(米国)、ターゲット(米国)の新規購入などを実施する一方、ウーバー(米国)、クローガー(米国)の全売却を実施しました。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。

※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。

「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

## ファンドの特色

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

### 1. 主として、日本を除く世界の株式<sup>\*1\*2</sup>に実質的に投資を行います。

- 株式への投資は、AI<sup>\*3</sup>(人工知能)活用型世界株マザーファンドを通じて行います。
  - 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
  - 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- \*1 DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。  
\*2 株式のほかに、日本を除く世界の不動産投資信託(REIT)にも投資する場合があります。  
\*3 Artificial Intelligenceの略。人工的に作られた知能を持つシステム。

### 2. アセットマネジメントOneが独自に開発したディープラーニングモデルを用いて、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄を抽出します。

- ディープラーニングモデルは、市場や株価の動きを計量的な数式で捉えようとする、人工知能を活用した計量モデル(AI(人工知能)モデル)の一種です。人間の脳神経の構造を模倣したモデルにより、日々刻々と変化する投資環境を学習しながら予測力の向上を図ります。

### 3. モデルの解析結果に、ファンドマネジャーの判断によりニュースフロー等のテキスト解析<sup>\*</sup>や個別企業のファンダメンタルズ分析を融合させ、ポートフォリオを構築します。

- アセットマネジメントOne U.S.A.・インクから、投資対象銘柄に関する助言を受けます。
- \* ニュースデータ等の文章や文字などを対象とする分析方法をいいます。

### (分配方針)

年1回の決算時(毎年9月23日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

### ● 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け基準価額が下落する要因となります。また、新興国株式は、一般に先進国株式に比べ株価変動が大きくなる傾向があるため、基準価額が大きく下がる場合があります。なお、当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも基準価額は下落する場合があります。

### ● 為替変動リスク

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

### ● 不動産投資信託証券(REIT)の価格変動リスク

REITの価格は、REITが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や金利・株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更などの影響を受けます。また、老朽化・災害などの発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。当ファンドが実質的に投資するREITの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ● 信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するREITが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

### ● 流動性リスク

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の株式・REITに投資する場合、先進国の株式・REITに比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

### ● カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式・REITや通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが株式・REIT市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式・REIT市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

お申込みメモ

|                    |                                                                                                                                                  |      |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)                                                                                                                            | 信託期間 | 2047年9月20日まで(2017年9月29日設定)                                                                                                                                                                                                                                   |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                          | 繰上償還 | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br>・ 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>・ 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・ やむを得ない事情が発生した場合                                                                                                              |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                           |      |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                                                                       |      |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                | 決算日  | 毎年9月23日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                | 収益分配 | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。                                                                                                                           |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                    |      |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 購入・換金申込不可日         | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>・ ニューヨーク証券取引所の休業日<br>・ ロンドン証券取引所の休業日<br>・ 香港証券取引所の休業日<br>・ ニューヨークの銀行の休業日<br>・ ロンドンの銀行の休業日<br>・ 香港の銀行の休業日 | 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。 |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                         |      |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                   |      |                                                                                                                                                                                                                                                              |

## ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### ● 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。      |

### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して<b>年率1.584%(税抜1.44%)</b></p> <p>※信託報酬には、AI(人工知能)活用型世界株マザーファンドの投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)に対する報酬(当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの組入評価額平均に対して年率0.14%を乗じて得た額)が含まれます。</p>                                                                                                          |
| その他の費用・手数料       | <p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等</li> </ul> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> |

※上場不動産投資信託(REIT)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(REIT)の費用は表示しておりません。

## 投資信託に関する留意点

投資信託は、

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

## 委託会社およびファンドの関係法人

- ＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
加入協会:一般社団法人資産運用業協会
- ＜受託会社＞みずほ信託銀行株式会社
- ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

## 委託会社の照会先

- アセットマネジメントOne株式会社
- コールセンター 0120-104-694  
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年9月10日現在

| 商号                   | 登録番号等                     | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|----------------------|---------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|----|
| PayPay銀行株式会社         | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号    | ○       |               | ○               |                    |    |
| 株式会社東北銀行             | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号      | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社八十二長野銀行          | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号     | ○       |               | ○               |                    |    |
| 株式会社富山銀行             | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号      | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社南都銀行             | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号     | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社但馬銀行             | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号     | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社佐賀銀行             | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号     | ○       |               | ○               |                    |    |
| 株式会社宮崎銀行             | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号      | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社東日本銀行            | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号     | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社トマト銀行            | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号     | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社高知銀行             | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第8号      | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社福岡中央銀行           | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第14号    | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社沖縄海邦銀行           | 登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第3号    | ○       |               |                 |                    |    |
| アイザワ証券株式会社           | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○             |                 | ○                  |    |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 ※4 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○             | ○               | ○                  |    |
| 永和証券株式会社             | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第5号    | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社SBI証券 ※4         | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○             | ○               | ○                  |    |
| 木村証券株式会社             | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第6号    | ○       |               |                 |                    |    |
| 極東証券株式会社             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号   | ○       |               |                 | ○                  |    |
| あかつき証券株式会社           | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○             |                 |                    |    |
| 七十七証券株式会社            | 金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号   | ○       |               |                 |                    |    |
| GMOクリック証券株式会社        | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第77号   | ○       |               | ○               | ○                  |    |
| 大熊本証券株式会社            | 金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号    | ○       |               |                 |                    |    |
| むさし証券株式会社            | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号  | ○       |               |                 | ○                  |    |
| 楽天証券株式会社 ※4          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○             | ○               | ○                  |    |
| 東海東京証券株式会社 ※4        | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○             | ○               | ○                  |    |
| moomoo証券株式会社         | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       | ○             |                 |                    |    |
| 南都まほろば証券株式会社         | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号   | ○       |               |                 |                    |    |
| マネックス証券株式会社 ※4       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○             | ○               | ○                  |    |
| ひろぎん証券株式会社           | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |               |                 |                    |    |
| 松井証券株式会社             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |               | ○               |                    |    |
| 三木証券株式会社             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第172号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 水戸証券株式会社             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号  | ○       | ○             |                 |                    |    |
| 三豊証券株式会社             | 金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号    | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社大垣共立銀行           | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号      | ○       |               | ○               |                    | ※1 |
| 株式会社名古屋銀行            | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号     | ○       |               |                 |                    | ※1 |
| OKB証券株式会社            | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号  | ○       |               |                 |                    | ※1 |
| 東洋証券株式会社             | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号  | ○       |               |                 | ○                  | ※1 |
| 岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号  | ○       | ○             |                 |                    | ※1 |
| 野村證券株式会社 ※4          | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号  | ○       | ○             | ○               | ○                  | ※1 |

| 商号       | 登録番号等                   | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考                     |
|----------|-------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|------------------------|
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号 | ○       | ○             | ○               | ○                  | ※3 2026年10月14日よりお取扱い終了 |

- その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。  
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- <備考欄について>
- ※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
- ※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
- ※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
- ※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2026年9月10日現在

| 商号         | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|------------|------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|----|
| 空知信用金庫     | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第21号 |         |               |                 |                    |    |
| 帯広信用金庫     | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第15号 |         |               |                 |                    |    |
| 会津信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第20号  |         |               |                 |                    |    |
| 郡山信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第31号  |         |               |                 |                    |    |
| 福島信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第50号  |         |               |                 |                    |    |
| 高崎信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第237号 |         |               |                 |                    |    |
| 桐生信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第234号 |         |               |                 |                    |    |
| 北群馬信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第233号 |         |               |                 |                    |    |
| しのめ信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第232号 |         |               |                 |                    |    |
| 足利小山信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第217号 |         |               |                 |                    |    |
| 栃木信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第224号 |         |               |                 |                    |    |
| 佐野信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第223号 |         |               |                 |                    |    |
| 水戸信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第227号 |         |               |                 |                    |    |
| 千葉信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第208号 |         |               |                 |                    |    |
| 川崎信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第190号 | ○       |               |                 |                    |    |
| さがみ信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第191号 |         |               |                 |                    |    |
| 朝日信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 西武信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第162号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 城北信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第147号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 青梅信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第148号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 長野信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第256号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 上田信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第254号 |         |               |                 |                    |    |
| 諏訪信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第255号 |         |               |                 |                    |    |
| 福井信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号  |         |               |                 |                    |    |
| しずおか焼津信用金庫 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第38号  |         |               |                 |                    |    |
| 遠州信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第28号  |         |               |                 |                    |    |
| 岐阜信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 大垣西濃信用金庫   | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第29号  |         |               |                 |                    |    |
| 関信用金庫      | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第45号  |         |               |                 |                    |    |
| いちい信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第25号  |         |               |                 |                    |    |
| 瀬戸信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第46号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 知多信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第48号  |         |               |                 |                    |    |
| 豊川信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号  |         |               |                 |                    |    |
| 豊田信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第55号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 西尾信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第58号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 蒲郡信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第32号  |         |               |                 |                    |    |
| 東春信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第52号  |         |               |                 |                    |    |
| 北伊勢上野信用金庫  | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第34号  |         |               |                 |                    |    |
| 桑名三重信用金庫   | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第37号  |         |               |                 |                    |    |
| 滋賀中央信用金庫   | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第79号  |         |               |                 |                    |    |
| 長浜信用金庫     | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号  |         |               |                 |                    |    |

| 商号                                  | 登録番号等                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 備考 |
|-------------------------------------|------------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|----|
| 湖東信用金庫                              | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号  |         |               |                 |                    |    |
| 京都中央信用金庫                            | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第53号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 京都北都信用金庫                            | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第54号  |         |               |                 |                    |    |
| 大阪信用金庫                              | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第45号  |         |               |                 |                    |    |
| 大阪シティ信用金庫                           | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 奈良信用金庫                              | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第71号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 奈良中央信用金庫                            | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第72号  |         |               |                 |                    |    |
| 播州信用金庫                              | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第76号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 兵庫信用金庫                              | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 尼崎信用金庫                              | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第39号  | ○       |               |                 |                    |    |
| 但馬信用金庫                              | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第67号  |         |               |                 |                    |    |
| 米子信用金庫                              | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第50号  |         |               |                 |                    |    |
| 玉島信用金庫                              | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第30号  |         |               |                 |                    |    |
| 呉信用金庫                               | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第25号  |         |               |                 |                    |    |
| 西中国信用金庫                             | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第29号  |         |               |                 |                    |    |
| 高松信用金庫                              | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第20号  |         |               |                 |                    |    |
| 観音寺信用金庫                             | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号  |         |               |                 |                    |    |
| 愛媛信用金庫                              | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第15号  |         |               |                 |                    |    |
| 福岡ひびき信用金庫                           | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第24号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 飯塚信用金庫                              | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第16号 |         |               |                 |                    |    |
| 大川信用金庫                              | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第19号 |         |               |                 |                    |    |
| 遠賀信用金庫                              | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第21号 |         |               |                 |                    |    |
| 高鍋信用金庫                              | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第28号  |         |               |                 |                    |    |
| 鹿児島信用金庫                             | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第25号  |         |               |                 |                    |    |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |               | ○               |                    |    |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |               |                 |                    |    |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号  | ○       |               | ○               |                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。  
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。  
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  
<備考欄について>  
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。  
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。  
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。  
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

(原則、金融機関コード順)

## 受賞歴



「AI(人工知能)活用型世界株ファンド」が、『R&Iファンド大賞2026』の  
「投資信託／外国株式コア部門」において優秀ファンド賞を受賞しました。

「R&Iファンド大賞」は、R&Iが信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報(ただし、その正確性及び完全性につきR&Iが保証するものではありません)の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務(信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR&Iに帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。「投資信託部門」は過去3年間を選考期間とし、シャープレシオによるランキングに基づき、最大ドローダウン、償還予定日までの期間、残高の規模等を加味したうえで選出しています。評価基準日は、2026年3月31日。

※当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## 指数の著作権などについて

MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

世界産業分類基準(GICS)は、MSCI Inc.(MSCI)およびStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類(並びにこれらの使用から得られる結果)に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害(逸失利益を含みます。)につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。